

指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設設置者
指定障害児通所・入所支援事業者

各位

福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課長
福岡市保健福祉局障がい者施設支援課長
福岡市こども未来局こども発達支援課長

平成 31 年度福祉・介護職員処遇改善加算の新たな加算率について（通知）

日ごろから福岡市の障がい保健福祉行政に御協力いただきありがとうございます。
標記の件につきまして、平成 31 年 2 月 18 日付けで厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より下記参考通知の通り事務連絡がありましたので通知します。
訪問系サービスについて新しい加算率が示されています。届出の提出にあたっては、参考通知、「平成 31(2019)年度における福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについて(後日通知文)」, 別添(案) P20 の表 3「加算算定対象サービス(2019 年 10 月から 2020 年 3 月までの加算率)」を参照してください。本加算の取り扱いについては誤りのないようご注意をお願いいたします。

記

1. 参考通知

- ・「平成 31(2019)年度における福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについて(後日通知文)」
- ・別添(案)「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

2. その他

今回の加算率変更の影響は軽微であると思われまますので、**すでに届出済の訪問系サービスを含む事業所におかれましては、再提出不要**といたします。

*当初福岡市通知「平成 31 年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について(通知)」(平成 31 年 1 月 28 日付保在 1364 号)の様式でかまいません。

なお、報告書提出(2020 年 7 月締め切り予定)の際には、新加算率で報告してください。